

**静岡県告示第734号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第49条の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、告示する。

令和2年11月4日

静岡県知事 川勝平太

医療機関の名称又は氏名	所在地	指定年月日
あなたのクリニック 三島	三島市寿町2-16 あなたのビル4F・5F	令和2年6月1日
ないとう歯科医院	三島市徳倉876-26	令和2年6月1日
メイプル薬局 永田町店	富士市瓜島町95-2	令和2年3月1日
おおぞら薬局平間店	磐田市平間1274-110	令和2年6月1日
よしなり皮膚科医院	焼津市下小田173-4	令和2年6月1日
石井ファミリークリニック イオン焼津	焼津市柵宜島555	令和2年8月1日
アマノ薬局若竹	焼津市下小田125-1	令和2年4月20日
村松歯科医院	藤枝市本町2丁目1-39	令和2年5月1日
光明醫院	菊川市富田2593	令和2年7月1日
北伊豆往診クリニック	田方郡函南町桑原1030 メゾン・ド・マーベリー101	令和2年5月1日
長泉メンタルクリニック	駿東郡長泉町下土狩33-8 スワベビル30A	令和2年7月2日

=====

**静岡県告示第735号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の規定に基づき、次のとおり施術者を指定したので、告示する。

令和2年11月4日

静岡県知事 川勝平太

施術所の名称	施術所の所在地又は施術者の住所	施術者	区分	指定年月日
KEiROW田方ステーション	沼津市志下664-3	市川直美	あん摩マッサージ、はり・きゅう	令和2年6月1日

訪問医療マッサージ KEiROW 富士ステーション	富士市入山瀬 536 ヒルズウェストパーク 202 号室	加藤 苑美	あん摩マッサージ・ はり・きゅう	令和2年5 月4日
やま鍼灸整骨院 分院	磐田市二之宮 324-6	加藤 拓海	柔道整復	令和元年 10月1日
アリーナ鍼灸整骨院	藤枝市高柳2-4-24	鈴木 太壱良	柔道整復	令和元年8 月1日
きらり静岡	御殿場市神山平3-3 -2	永井 美咲	あん摩マッサージ	令和2年5 月27日
まつい鍼灸治療院	御前崎市白羽 5517- 22	松井 敬宏	はり・きゅう	令和2年6 月8日
しもとがり鍼灸整骨院	駿東郡長泉町桜堤2- 5-9 バリューージュ桜堤B102	三輪 龍平	はり・きゅう、柔道整 復	令和2年4 月22日

=====

#### 静岡県告示第736号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、告示する。

令和2年11月4日

静岡県知事 川勝平太

医療機関等の名称	所在地	廃止年月日
ないとう歯科医院	三島市徳倉 876-26	令和2年5月31日
富士ヶ丘内科	磐田市東原 167 番地の4	令和2年6月30日
城之崎薬局	磐田市城之崎3-5-2	令和2年6月22日
高橋医院	磐田市掛塚 755	令和2年7月1日
福田眼科	磐田市城之崎3丁目4-10	令和2年6月30日
マイ薬局	焼津市上小杉 1076	令和2年5月31日
よしなり皮膚科医院	焼津市下小田 173-4	令和2年5月31日
アマノ薬局	焼津市下小田 662-2	令和2年7月31日

アマノ薬局若竹	焼津市下小田 125-1	令和2年4月 19 日
北伊豆往診クリニック	田方郡函南町桑原 1030 メゾン・ド・マーベリー101	令和2年4月 30 日
サンライズ薬局 徳倉店	駿東郡清水町徳倉 616-1 MEDICAL TOKURA 1階	令和2年7月1日

=====

**静岡県告示第737号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり休止の届出があったので、告示する。

令和2年11月4日

静岡県知事 川勝平太

医療機関等の名称又は氏名	所在地	休止年月日
杏林堂薬局 豊田小立野店	磐田市小立野 220	令和2年6月1日

=====

**静岡県告示第738号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり再開の届出があったので、告示する。

令和2年11月4日

静岡県知事 川勝平太

医療機関等の名称又は氏名	所在地	再開年月日
杏林堂薬局 豊田小立野店	磐田市小立野 220	令和2年6月30日